



福岡医発第 1915 号 (地)

令和 5 年 10 月 31 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

福岡市子ども医療費助成制度等の改正及び医療証の「性別欄」の削除について

今般、福岡市において、令和 6 年 1 月 1 日より子ども医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度及び重度障がい者医療費助成制度を下記のとおり改正する旨、同市より通知がありました。

また、今回の改正により、各医療証において「性別欄」が削除されます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、別添をご参照いただく又は、福岡市保健医療局総務企画部保険医療課医療助成係 (TEL : 092-711-4235) までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

記

<制度改正の概要>

➤ 実施時期：令和 6 年 1 月 1 日から

➤ 改正内容

① 子ども医療費助成制度

助成対象を「中学生まで」から「高校生世代※まで」に拡大。

※高校生世代…18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者

② ひとり親家庭等医療費助成制度

高校生世代の対象者の通院費の自己負担上限額を 1 医療機関につき「月 500 円まで」、入院費を「自己負担なし」に改正。

③ 「重度障がい者医療証」について

精神障がい者の精神病床への入院に係る医療費の助成対象を「15 歳年度末」から「18 歳年度末」までに拡大。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

➤ 制度改正後の子ども医療証について

今回の改正に伴い、子ども医療証の色を「さくら色」から「クリーム色」に変更され、新しい医療証は、対象者全員に12月中旬頃発送される。

＜医療証の「性別欄」の削除について＞

・子ども医療証	「性別欄」が削除された新しい医療証が交付される。
・ひとり親家庭等医療証 ・障がい者医療証	令和6年1月1日以降に交付する医療証については、「性別欄」を削除する。令和5年12月以前に交付した「性別欄」が表示されている医療証も使用できる。

以上

公益社団法人 福岡県医師会
会 長 蓮澤 浩明 様

福岡市長 高島 宗一郎
(保健医療局総務企画部保険医療課)

福岡市子ども医療費助成制度等の改正及び
医療証の「性別欄」の削除について (通知)

平素より本市医療費助成制度の運営につきましては、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年1月1日から本市の子ども医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度及び重度障がい者医療費助成制度を下記のとおり改正いたします。

また、令和6年1月1日以降に交付する、子ども医療証、ひとり親家庭等医療証及び障がい者医療証については、「性別欄」を削除することといたしました。

つきましては、令和6年1月以降の診療分から改正後の内容にてお取り扱いいただきますよう、貴会会員へのご周知をお願いいたします。また、掲示用ポスターを作成いたしましたので、併せて送付いたします。

今後とも本市医療費助成制度の実施にご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 制度改正の概要について

(1) 実施時期

令和6年1月1日診療分から

(2) 改正内容

① 子ども医療費助成制度

助成対象を「中学生まで」から「高校生世代※まで」に拡大します。

※高校生世代…18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者

[令和5年12月31日まで]

対象年齢 区 分	自己負担額(1医療機関あたり)	
	入院	通院(入院外)
3歳未満	自己負担なし	自己負担なし
3歳以上 中学生		月500円まで
高校生世代	(助成対象外)	(助成対象外)

[令和6年1月1日から]

対象年齢 区 分	自己負担額(1医療機関あたり)	
	入院	通院(入院外)
3歳未満	自己負担なし	自己負担なし
3歳以上 中学生		月500円まで
高校生世代	自己負担なし	月500円まで

② ひとり親家庭等医療費助成制度

高校生世代※の対象者の通院費の自己負担上限額を1医療機関につき「月500円まで」、入院費を「自己負担なし」に改正します。

※高校生世代…18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者

[令和5年12月31日まで]

対象年齢 区 分	自己負担額(1医療機関あたり)	
	入院	通院(入院外)
小・中学生	自己負担なし	月500円まで
高校生世代	500円/日 (月7日限度)	月800円まで
一 般 (上記以外)		

[令和6年1月1日から]

対象年齢 区 分	自己負担額(1医療機関あたり)	
	入院	通院(入院外)
小・中学生	自己負担なし	月500円まで
高校生世代	自己負担なし	月500円まで
一 般 (上記以外)	500円/日 (月7日限度)	月800円まで

③ 重度障がい者医療費助成制度

精神障がい者の精神病床への入院に係る医療費の助成対象を「15歳年度末」から「18歳年度末」までに拡大します。

【令和5年12月31日まで】

自己負担額(1医療機関あたり)	
入院	通院(入院外)
自己負担なし※	自己負担なし
※ 精神障がい者(3歳～15歳年度末までを除く)は精神病床への入院に係る費用は助成対象外。	

【令和6年1月1日から】

自己負担額(1医療機関あたり)	
入院	通院(入院外)
自己負担なし※	自己負担なし
※ 精神障がい者(3歳～ 18歳年度末 までを除く)は精神病床への入院に係る費用は助成対象外。	



(3) 制度改正後の子ども医療証について

今回の改正に伴い、子ども医療証の色を「さくら色」から「クリーム色」に変更します。
対象者全員に、新しい医療証(クリーム色)を交付します。(12月中旬発送)

0歳～中学生	有効期間が18歳の年度末までの医療証を差替え交付します。 ※ 受給者番号の変更はありません。
高校生世代	新規で子ども医療の資格を認定し医療証を交付します。

※ ひとり親家庭等医療証と障がい者医療証については、制度改正による変更はありません。
(今回の制度改正による医療証の差替えは行いません。)

2 医療証の「性別欄」の削除について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第56号)の公布に伴い、医療機関等の窓口で被保険者証等に添えて提出する証(限度額適用認定証など)については、性別は被保険者証等にて確認できること等を踏まえ「性別欄」を削除することとされています。

これらを踏まえ、令和6年1月1日以降に本市が交付する **子ども医療証・ひとり親家庭等医療証・障がい者医療証** について、「性別欄」を削除いたします。

子ども医療証	・ 令和6年1月1日改正後、全ての対象者に交付する新しい医療証(クリーム色)は「性別欄」を削除したものとなります。
ひとり親家庭等医療証	・ 令和6年1月1日以降に交付する医療証については、「性別欄」を削除します。
障がい者医療証	・ 令和5年12月以前に交付した医療証には「 <u>性別欄</u> 」が表示されていますが、従来どおり使用できます。

※国民健康保険の「特定疾病療養受療証」「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定」などは、令和4年から性別欄が削除されています。

<問い合わせ>

福岡市保健医療局総務企画部保険医療課
医療助成係：室屋、高倉
電話：092-711-4235

令和 6 年 1 月から

福岡市子ども医療の助成対象を

高校生世代までに拡大します

	令和 5 年 12 月 31 日まで		令和 6 年 1 月 1 日から	
医療証の色	さくら色		クリーム色	
区分	入院	通院	入院	通院
3 歳未満	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし
3 歳以上 中学生まで	自己負担なし	月 500 円まで	自己負担なし	月 500 円まで
高校生世代	(助成なし)	(助成なし)	自己負担なし	月 500 円まで

※ 健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額のうち、上記の費用(1 医療機関あたり)を除いた額を助成します。

※ 「高校生世代まで」…18 歳の誕生日前日以後の最初の 3 月 31 日まで(学生ではない人も対象です)

- 対象者には、新しい子ども医療証(クリーム色)を令和 5 年 12 月末までに郵送します。
- 高校生世代で、申請手続きが必要な人には、「子ども医療費助成認定申請書」を郵送しています。

新しい医療証
(クリーム色)

福岡市子ども医療証	
医療証番号	8 1 4 0 5 0 × ×
受給者番号	× × × × × × × ×
姓 名	
生年月日	
区 分	在 籍 地 区 一部自己負担額
3 歳未満	年 月 日から 入院時 徴収しない
	年 月 日まで 入院 徴収しない
3 歳以上	年 月 日から 入院時 月 500 円限度
中学生まで	年 月 日まで 入院 徴収しない
上記金額を医療機関(薬局等)で徴収(ご自身で負担)してください。	
発行機関 長 印	福岡市 福岡市 印
発行年月日	令和 5 年 1 月 1 日

子ども医療費の制度内容や申請について
詳細はこちらから



福岡市 子ども医療 高校生世代 検索

お問い合わせ・お手続きは お住まいの区の 区役所・出張所 保険年金担当課 へ